経ヶ岬飛行制限区域における救急搬送の遅延事案(平成30年5月15日)について

事案の概要

○ 平成30年5月15日、ドクターへリによる救急搬送のため、宮津与謝消防組合消防本部が米軍経ヶ岬通信所に対し、飛行制限区域への入域調整(停波要請)を行ったが、意思疎通が円滑に行われず、その結果、ドクターへリが当初予定の場外離着陸場を変更せざるを得なくなり、傷病者との接触が遅延した。なお、傷病者の症状に幸い別状はなかった。

事実関係の検証

- 〇 本年7月2日、米軍及び関係機関が参集した第1回経ヶ岬飛行制 限区域への入域調整に係る会議において、事実関係を検証。
- その結果、宮津与謝消防組合消防本部及び米軍が、ともにマニュアルに沿った要請及び対応ができていなかったため、意思疎通が円滑に行われず、宮津与謝消防本部は、米軍が停波を一度了解したものと誤解し、一方で米軍は、要請を正しく認識するまでに時間を要したことから、手続がドクターへリの到着に間に合わなかったことを確認。



再発防止策の取りまとめ

○ 本年11月14日、米軍及び関係機関が参集した第2回経ヶ岬飛行制限区域への入域調整に係る会議において、第1回会 議の内容やその後の定期訓練の実施結果等を踏まえた再発防止策を取りまとめ。

〈再発防止策〉

- ① 米軍及び関係機関の担当者の訓練機会を増やすため、定期訓練の実施回数を増加(現行月2回→基本的に毎週実施へ)
- ② 米軍及び関係機関の担当者を一堂に集めて定期的な研修を実施
- ③ 平素から関係機関で情報共有、意見交換を行うため、年2回程度の関係者会議を開催
- ④ 定期訓練等の結果を踏まえ、より円滑な意思疎通が可能となるようにマニュアルを改良
- ⑤ 飛行制限区域の影響を受けない場所へのヘリポート整備に向けて必要な予算の確保に努力